

志賀原子力発電所2号機 定期事業者検査の実施体制に関する評価結果について

平成23年9月21日
北陸電力株式会社

当社は、本日(9月21日)、原子力安全・保安院より、志賀原子力発電所2号機の定期事業者検査の実施体制に関する評価 について通知を受領しましたので、お知らせします。

これは、独立行政法人原子力安全基盤機構によって行われた「志賀原子力発電所2号機の第2保全サイクルにおける安全管理審査(平成21年7月～平成23年3月)」に基づく原子力安全・保安院の評価の結果が当社に通知されたものです。

同院による評価の結果、「組織の品質マネジメントシステムは機能しているものの、定期事業者検査の実施体制については、検査の方法及び保全の有効性評価プロセスの一部について改善すべき事項があり、その再発防止対策等の実施状況と有効性の確認が必要であると認められる。」と通知されました。

当社としては、改善すべき事項について対策を確実に実施するとともに、今後、原子力安全基盤機構による定期安全管理審査を通じて、改善状況及びその有効性の確認を受けることとなっています。

本件は、石川県・志賀町と締結している安全協定や連絡基準に係る覚書には該当しませんが、国の通知を受けてお知らせするものです。

以上

別紙 評価結果の内容について

評価制度

電気事業法に基づき、電力会社が行う定期事業者検査の実施体制について、現場立会いや記録確認により独立行政法人原子力安全基盤機構が審査を行い、その結果に基づき原子力安全・保安院が評価(2段階)を行うもの。

評価結果の内容について

今回の原子力安全基盤機構による審査では、志賀2号機第2保全サイクルにおける定期事業者検査に係る基本的な体制に対する審査（文書審査）並びに定期事業者検査に係る具体的な体制に対する審査（実地審査）が実施されました。その結果、継続的に品質マネジメントシステムに係る規程類の整備と定期事業者検査に係る体制の改善を進め、より良い品質マネジメントシステムの構築と運用に向け努力してきたことが確認されています。

しかし、審査の中で、以下に示す改善すべき事項が確認されました。

1. 保全内容決定表、点検周期表等の記載誤り

- ・島根原子力発電所における保守管理不備を踏まえた審査において、「保全内容決定表」（機器等の保全内容を記載したもの）、「定期事業者検査要領書」、「点検周期表」等に記載誤り等が複数確認されました。
- ・原因と各種再発防止対策については妥当なものとして判断されていますが、今後の審査において、定期事業者検査の実施体制における点検計画の策定から、検査の実施、点検実績の点検計画への反映までの一連のプロセスが適切に行われているか確認するとともに、再発防止対策の実施状況と有効性を確認するとされました。

2. 点検手入れ前データシートの記載誤り等

- ・定期事業者検査の実施に係る重要プロセスのうち、「保全の有効性評価プロセス」について、関連する規程類はおおむね整備され、それらに従って保全の有効性評価が実施されているものの、「点検手入れ前状態データシート」に経年劣化事象の記載誤り等が確認されました。
- ・本件については、是正処置を策定・実施していますが、完了までは至っていないことから、引き続き審査において確認するとされました。

（ 他の「検査の計画・実施プロセス」、「計測器管理プロセス」及び「不適合管理及び是正処置プロセス」については、その規程類は整備され、それらに従って各プロセスが適切に構築され、実施されていると評価されています。

以上のことから、原子力安全・保安院により、「組織の品質マネジメントシステムは機能しているものの、定期事業者検査の実施体制については、検査の方法及び保全の有効性評価プロセスの一部について改善すべき事項があり、その再発防止対策等の実施状況と有効性の確認が必要であると認められる」と判断されたものです。